産総研は仕事と介護の両立を応援しています

定年までに多くの人が介護の課題に直面します。
そんなときのために両立支援制度を利用できる職場環境づくりを大切にしています。

休暇・休業

制度名	制度概要	有給/無給
介護休暇	要介護状態にある対象家族を介護する必要がある場合に取得可能。 年間5日、2人以上は10日の範囲内。	有給
介護休業	標準時間制の職員、契約職員が要介護状態にある対象家族の介護を申し出た場合に取得可能。 【 職　員 】通算6月の範囲内で、3回を上限に取得可能（93日を超える期間は「承認制」） 【契約職員】通算93日の範囲で、3回を上限に取得可能（部分休業取得回数を含む）	無給
介護部分休業	標準時間制の契約職員が時間単位で休業を申し出た場合に取得可能。 （取得日数と回数の上限は介護休業取得回数を含み同様）	無給

働き方

制度名	制度概要	有給/無給
介護時間	標準時間制の職員、契約職員が要介護状態にある対象家族の介護を申し出た場合に取得可能。 連続する3年の期間、３０分単位で始業または終業に連続した2時間の範囲内。	無給
介護時差出勤	標準時間制の職員、契約職員が要介護状態にある対象家族の介護を申し出た場合に取得可能。 始業・終業時刻をそれぞれ30分繰上げ又は繰下げて勤務可能。	—
勤務形態	フレックスタイム制、裁量労働制の活用。	—
休憩時間の45分特例	要件を満たすと、休憩時間を45分に短縮可。（標準時間制のみ）	—
テレワーク	一か月の要勤務日の50%まで利用可能。	—
所定外労働の制限	所定労働時間を超える勤務の制限	—
時間外労働の制限	時間外労働の制限 (24H/月、150H/年まで)	—
深夜労働の制限	深夜労働（22時～翌日5時）の制限	—

産業技術総合研究所 DEI 人事部 ダイバーシティ担当 <diversity-web-ml@aist.go.jp>

※制度詳細はイントラ「介護広場」をご参照ください→